

白糠町新規就農者等支援事業

白糠町新規就農者等支援事業とは、白糠町で新たに農業を開始する方に対し、農業経営に必要となる施設整備、農業機械等の購入、家畜の導入、農地取得・賃貸借料、鹿柵設置などの経費に対し助成するとともに、新規就農者の経営の安定を図るため、国の交付金に上乗せで補助する新規就農者向けの支援制度です。

補助対象事業（事業名）

1 施設整備等助成事業

農業経営に必要な牛舎、育苗施設、施設野菜ハウスなど農業用施設の建設・増改築費用、トラクターや耕運機など農業用機械の購入費用、牛・馬・羊など家畜を導入する費用に対して、実費負担額の1/2上限1,000万円まで助成します。

2 農用地取得・賃貸借料助成事業

農地を購入した場合は、農地の購入費用の1/2で上限150万円まで助成します。また、賃貸借した場合には、賃貸借料の1/2で年間30万円を上限に、最大で5年間助成します。

3 鳥獣被害防止対策助成事業

農地の鳥獣被害対策用のシカ柵の設置費用に対して、資材費10/10（上限単価は国事業に準じる）、施工費3/4相当額（900円/m）で上限500万円まで助成します。

4 新規就農者支援事業

新規就農者の経営の安定を図るため、1人当たり100万円を最大で5年間支援します。
※国の新規就農者育成総合対策に、町が上乗せ助成します。

5 家賃助成事業

新規就農した日の翌月から、月々の家賃の1/2（上限2万円）以内の額を助成します。助成期間は最大で5年間です。

6 農場実習生受入支援事業

就農体験を目的とした実習生を受け入れた認定農業者等に対し、1人当たり日額3千円、最大150日分まで支援します。

7 新規就農希望者交通費助成事業

新規就農を希望する方が、視察や研修目的で来町した場合、道内は1万円、道外は2万円を上限に交通費を助成します。

○補助対象者

町内に住所を有し、町税等を滞納していない方のうち、5年後の目指すべき農業経営の計画を立て、農業関係機関にその計画が認められた45歳未満の方（認定新規就農者）等が対象者となります。

○対象者・対象事業

認定新規就農者 1、2、3、4、5
認定農業者等 6
新規就農希望者 7

新規就農者育成総合対策とは

【概要】

農業経営に伴う投資を強力に後押しする事業
交付対象者：認定新規就農者（49歳以下）
交付額：経営発展支援事業（上限500万円、国1/2、道1/4、本人1/4の補助）＋経営開始資金（認定初年度から3年間、150万円/年の補助、経営発展支援事業と併用）

【要件】

- ・認定新規就農者であること
- ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること
- ・農地プランに位置付けられていること
- ・原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ・その他の要件あり

※ 1、2については就農認定日以前に要した経費であっても、新規就農に係るものと町長が認めるときは、交付できるものとする。
ただし、第2号については農地を取得した場合に限る。